

# 「人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会」 開催要綱

## 1. 趣 旨

公営企業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴うサービス需要及び料金収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新需要の増大等により、刻々と厳しさを増している。

こうした状況を受けて、現在、各公営企業においては、中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定・改定、事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革等の取組、公営企業会計の適用拡大等による経営の「見える化」等の経営改革を進めているところであるが、今後の本格的な人口減少社会に対応し、公営企業の経営改革の更なる推進を図る観点から、地方公営企業法等の改正も視野に入れつつ、今後の公営企業制度のあり方について検討を行うこととする。

## 2. 名 称

本研究会の名称は、「人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会」（以下「研究会」という。）とする。

## 3. 構 成 員

別紙のとおりとする。

## 4. 運 営

- (1) 研究会に、座長 1 人を置く。座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、不在の場合など必要があると認めるときは、あらかじめ座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (4) 研究会は、原則として公開しないが、研究会終了後、配布資料を公表する。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- (5) 本要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が定めるものとする。

## 5. 開催期間

平成 31 年 4 月から平成 33 年 3 月（予定）

## 6. 庶 務

研究会の庶務は、総務省自治財政局公営企業課及び地方公共団体金融機構地方支援部が行う。